

第542回（令和5年度第5回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年9月13日（水）17時00分～18時00分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 植木委員、佐藤委員、中野委員、道前委員

労働者代表委員 河村委員、寺田委員、森委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、高橋労働基準部長

片山賃金室長、市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議事

（1）特定最低賃金改正決定の必要性の審議について

（2）鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の一部改正について

（3）その他

5 資料目次

（1）鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無にかかる専門部会報告（写）

（2）鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無にかかる専門部会報告
（写）

（3）令和5年度答申日別最短効力発生予定日一覧表

（4）令和5年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領
（案）（各種商品小売業）

（5）令和5年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領
（案）（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造

業)

- (6) 令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領
(発注者対象意見聴取)(案)

机上配付資料

1. 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規定(案)
2. 令和5年度最低賃金及び業務改善助成金等の周知広報について

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第542回(令和5年度第5回)鳥取地方最低賃金審議会を開催します。

本日はお忙しい中、御出席頂きありがとうございます。

本日の審議会は公開しておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表します石川委員、労働者を代表します山崎委員及び北畑委員は欠席です。現時点で15名の委員のうち12名の御出席を頂いています。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、これより先の審議会の進行を会長にお願いします。

佐藤会長 では、議事に従って進めてまいりたいと思いますが、1番目、特定最低賃金の改正決定の必要性の審議についてです。

7月31日の第539回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問を受け、その審議について専門部会を設置して審議していただいたところです。

初めに、事務局から必要性を審議するに当たっての留意点についての説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 特定最低賃金の改正の必要性に係る審議について、留意事項を4点説明させていただきます。

まず、1点目は、鳥取地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の必要性の有無に関しては、各業界の方を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議

を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うこととなります。

2点目は、必要性の有無については、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、これまで全会一致以外の運用が行われていないということでございます。専門部会におきまして、結論が全会一致に至らない場合は、必要性が認められない旨の専門部会報告を本審に出していただき、本審において必要性の有無を判断し、答申をしていただくこととなります。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約等における賃金の最低額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額となります。

4点目は、最低賃金法第16条において、特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域において決定された地域別最低賃金において定める最低賃金を上回るものでなければならないとされております。

よって、改正の必要性ありの決議に達した場合、本審で専門部会報告を行い、答申、諮問を経て、当該専門部会において金額審議を行うこととなりますが、金額は未定ですけれども、地域別最低賃金900円を最低でも1円以上引上げを行うという御了解を頂いたということになりますので、御理解いただければと思います。以上となります。

佐藤会長 ありがとうございます。ただ今の説明について何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

河村委員 ありがとうございます。先ほどの事務局から説明があった全会一致に至るよう努力をするということですが、これ、毎年申し上げていますけれども、最低賃金決定要覧の207ページに了解事項ということで書かれている第1項の部分です。書いてあるのは、最低賃金審議会を全会一致の議決に至るよう努力するものとする。このことだけですので、運用上、全会一致で運用されているというのは、それは運用上そうだと思います。ただ、この全会一致に至らなければ、必要性なしという判断であるわけではないということは申し添えたいと思います。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。何か事務局、今の点についてありますか。

片山賃金室長 すみません、今の点について表現が適切ではなかったと思いますので、訂正させていただきます。

佐藤会長 ありがとうございます。その他、何か御意見、御質問等がありますか。

(なし)

佐藤会長 今月11日に2つの専門部会を開催したところです。

最初に、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の報告を行いたいと思います。

初めに、事務局から専門部会報告書を読み上げていただき、その後、部会長である私から審議の経過について御説明申し上げたいと思います。

では、読上げをお願いします。

市村賃金室長補佐 では、読み上げます。

令和5年9月11日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

当専門部会は、令和5年7月31日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に、委員の皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただき、御確認いただき、読上げを省略します。また、その次のページには、審議の経過を記載していますが、これも御覧いただき、御確認いただき、読上げを省略します。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、部会長として専門部会での審議の経過を御報告したいと思います。

まず、労働者側からは、鳥取県における主要産業であると認識している電機産業は、大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造となっており、事業の公正競争の確保を図る上でも最低賃金の改定と適正水準への改善が不可欠であると考え、御主張を頂きました。

また、使用者側からは、今年、地域別最低賃金の方が46円と過去最高の引上げとなったこと。また、Cランク全般が高い伸びを示しており、昨年度の専門部会の協議の内容も踏まえて、今年も十分な審議が必要と考え、改定額についてしっかり議論させていただく

旨の御主張を頂いたところです。

労働者側、使用者側ともに必要性はありとの御主張を受け、公益側としても異論はなく、全会一致で、必要性を認めるとの結論に至りました。

では、労使それぞれから御意見を頂きたいと思いますが、最初に、労働者側から御意見を頂きたいと思います。

河村委員 それでは、電機の特定期間最低賃金についての必要性についてですが、第1回の専門部会を開きまして、労使双方に必要性ありという結論に至ったという報告を先ほど部会長の方からいただきました。そのとおりでございます。

それと、労働者側からは、法令に沿った形で適用労働者のおおむね3分の1の同意をもって申出を行っておりますし、そのことを踏まえて必要性ありという結論を出された専門部会の考え方を支持したいと思います。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、使用者側、お願いいたします。

西本委員 これは多分、労使一緒だと思いますが、私個人としては、これは鳥取県というよりも、電子・デバイスは日本にとって肝となる産業だと思っていますので、昨年もそういう話をさせていただいた上で金額決定をしたと思っております。その辺も踏まえて、十分な金額審議の必要があると考えております。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、答申の方は、次の各種商品小売業の改正の必要性の後に併せて行いたいと思います。

次に、鳥取県各種商品小売業最低賃金の専門部会の報告を行いたいと思います。

まず事務局より、専門部会の報告書の読み上げをお願いします。

市村賃金室長補佐 では、読み上げます。

令和5年9月11日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和5年7月31日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に、委員の皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただいて、御確認いただき、読み上げを省略します。また、その次のページには、審議の経過を記載していますが、これ

も御覧いただいて、御確認いただき、読上げを省略します。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、部会長として審議の経過について御報告したいと思います。

まず、労働者側からは、各種商品小売業では、スーパーの閉店等により中山間地域の生活者の買物の確保が難しい状況にあること、また、新型コロナウイルス感染症が5類相当に移行し、県内の個人消費が持ち直しつつあるということで、お客様へのサービスが求められることなども含めて、さらなる活性化を目指さなければならず、特定最低賃金の役割は大変重要であると認識する旨の御主張を頂きました。

対して、使用者側からは、7年ぶりに地域別最低賃金を上回る労働協約の最低金額となり、しかも今年は鳥取県の最低賃金が46円という高い引上げ額となったことから、かなりのインパクトがあるので、それらを踏まえて、さらに個人消費が伸び悩んでいることも踏まえて審議していきたい旨の御主張を頂きました。

労働者側、使用者側、全て必要性はありとの主張を受けました。公益としても異論はなく全会一致で、こちらも必要性を認めるという結論に至った次第です。

使用者側の意見にもありますように、7年ぶりということで、今年度は2つの専門部会で金額審議を行うということになりました。

では、労使それぞれから御意見を頂きたいと思います。

では、労働者側からお願いします。

河村委員 先ほど御説明があったとおりではありますが、労働者側としては、これも法令に従って申出を行っています。さらに、各商品小売に関しては、提出した労働者数が適用労働者の82.5%ということで、非常に高い割合を占めているということでございます。地域別最低賃金の改定額を上回っている企業別最低賃金協定額を結んでおられるということから、必要性ありという判断を専門部会でしました。また、専門部会の際に、各種商品小売業というのが、こういった分類になるのかという話も、実は、事務局の方から説明を頂きました。先ほど会長から、スーパーの閉店が云々という話がありましたが、実は、この各種商品小売業の中にはスーパー業は含まれておりません。その辺りを、事務局からもう少し説明していただければと思います。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、事務局の方からお願いします。

片山賃金室長 産業分類としての各種商品小売業について説明させていただきますと、衣食住にわたる各種の商品を一括して1事業所で小売する事業所が分類されますが、その

割合といたしまして、衣食住にわたる各種商品を小売していて、衣食住の販売比率が、おのおの10%以上70%未満の範囲内にある事業所をいうということになっています。以上です。

佐藤会長 事業所の数は分かりますか。

片山賃金室長 事務局で把握しているのは、7事業所ということになります。

佐藤会長 7事業所を対象にということですか。個別名称の方は控えたいと思います。

では、使用者側から、お願いします。

西本委員 各種商品小売業については7年ぶりの金額審議ということですが、今までは改定後の地域別最低賃金が労働協約の最低賃金を常に上回ったということで必要性なしとなっていました。それが今年、7年ぶりに労働協約の最低額が上回るということですので、十分な審議が必要であると思います。やはり百貨店というのは各都市の顔でありますし、その辺も意識しながら各種商品小売業というのは考えなければならないと思っています。

繰り返しになりますが、電機の特定最低賃金は、やはり物づくりが復活しないことには、それがハードウエアなのかソフトウエアなのかということはあると思いますが、日本の復活はないと私は個人的には思っておりますので、特に電子・デバイスについては、地域別最低賃金にいずれ飲み込まれてしまうというような話ではなくて、最低賃金を一回外れて、鳥取県の電子・デバイス産業をどうしていくのかということを中心に議論できればと考えております。

佐藤会長 ありがとうございます。二つの専門部会の報告をさせていただきました。双方とも全会一致ということで必要性を認めるということになりましたので、改正決定の必要性を認める旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。御異議ありませんか。
(異議なし)

佐藤会長 では、二つの特定最低賃金について改正の必要性を認める旨の答申を行いたいと思います。

両専門部会の報告に基づいて作成した答申文案の配付をお願いします。

では、答申文案の読み上げをお願いします。

市村賃金室長補佐 それでは、まず、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金から読み上げます。

令和5年9月13日。鳥取労働局長、平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐

藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和5年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

続きまして、鳥取県各種商品小売業の最低賃金に係る答申文を読み上げます。

令和5年9月13日。鳥取労働局長、平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和5年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県各種商品小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、再度皆様で確認をしていただいて、特に御異議等がなければ、平川局長に答申させていただきますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

佐藤会長 ありがとうございます。では、答申をさせていただきます。

〔会長から局長へ答申文手交〕

市村賃金室長補佐 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び鳥取県各種商品小売業最低賃金につきましては、改正決定の必要がある旨の答申を頂きましたので、局長より佐藤会長に特定最低賃金改正の諮問をさせていただきます。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

佐藤会長 ただ今、平川局長より、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び鳥取県各種商品小売業の最低賃金の改正について諮問を受けました。調査審議は専門部会において行われることとなりますが、その前に、諮問文の読み上げをお願いします。

市村賃金室長補佐 では、諮問文を読み上げます。

鳥労発基0913第1号、令和5年9月13日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取労働局長、平川雅浩。

最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）。鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第3号）。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

河村委員 細かいことですが、今までは各種商品小売業へ対しての諮問はなかったので、この書き方でも違和感はなかったと思いますが、今回二つの特定最低賃金についての諮問なので、少なくとも中点か何かを入れていただくと非常に分かりやすいと思います。これを修正していただく必要ありませんが、今後そういったとこで見やすいように変えていただければ助かります。

片山賃金室長 今後はもう少し見やすいようにさせていただきます。

佐藤会長 何せ7年ぶりであり、ここにいる皆さんは、初めてのことだと思しますので、以後、お願いしたいと思います。

では、最低賃金審議会令第6条第5項の適用等についてお諮りしたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

市村賃金室長補佐 最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるかとされています。

この取扱いにつきましては、専門部会の決議が全会一致の場合には、本審を省略して専門部会の議決をもって答申を行い、専門部会が全会一致で結審しなかった場合には、本審を開催して専門部会報告書を基に審議を行い、審議会の意見を最終的に取りまとめ、答申を行うという取扱いにしたいと考えております。

最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて御検討をお願いします。

佐藤会長 ありがとうございます。では、最低賃金審議会令第6条第5項について、事務局に今、説明をしていただいたとおりの取扱いでよろしいですか。御異議ありませんか。

(異議なし)

佐藤会長 ありがとうございます。では、特定最低賃金においては、関係労使のイニシアティブを発揮していただき、県最低賃金は全会一致とはなりませんでしたが、特定最低賃金では全会一致になりますようお願いしたいと思います。

次に、特定最低賃金専門部会の廃止の手続についてになります。最低賃金審議会令第6条第7項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止するものとするされています。あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終われば廃止するというところでよろしいですか。

(異議なし)

佐藤会長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

では、議事の1番目は、これまでとさせていただきます。

次に、議事の2番目、鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

片山賃金室長 それでは、鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の一部改正(案)につきまして御説明させていただきます。机上配付資料の資料ナンバー1を御覧ください。

鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の運営に関する必要な事項は、この鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程に定められており、令和4年4月1日付けで議事録署名の廃止をして、委員による確認とする旨の変更を行ったところです。

このたび、特定最低賃金専門部会の開催に当たり、遠方から御出席いただく委員について、JR等公共交通機関の運休等により必要な審議に参加できない可能性があるということから、本審同様に、専門部会においてもテレビ会議システムを利用できるようにしてほしいといった御要望がございました。このため、専門部会においても委員がテレビ会議システムを利用することにより出席することが可能となるよう、規程を変更することを提案したいと存じます。

改正案の内容を読み上げます。資料1ページの第4条の第1項に、委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ)を利用する方法によって会議に出席することができる。第2項に、テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する会議への出席に含

めるものとする。この二項を追加し、あとは、現在の項目を二つずつずらした形という変更です。

それと、改正年月日につきましては空欄としておりますが、次回以降の審議から適用したいと考えており、本審議会において御承認いただけましたら、本日付けで改正したいと考えております。

以上、運営規程の一部改正案につきまして、お伺いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

佐藤会長 ありがとうございます。オンラインでの出席ができるかどうかという話になります。本審は、先日、私も利用したように、オンラインでの出席ができるのですが、専門部会は、まだそのようになっていないということでの御提案です。専門部会は、東部だけではなくて、西部、中部からの御出席もあり、なかなか毎回の出席は難しい場合もあるだろうということで、今回の御提案になります。この提案についていかがですか。御異論などありませんか。

河村委員 御提案いただきました内容はよろしいかと思えます。その前提で、これは、専門部会の公、労、使の三者がそろって専門部会の審議の場面での運用になりますが、ただ、実質的な審議は休会で行われる各側、あるいは公労、公使といった協議の場もございますので、そういったところへの御配慮も是非いただければということで要望をさせていただきます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。ということで、公開の場以外の場での運用についてもよろしく願いいたします。

河村委員 規程まで落とし込む必要はないと思えます。

佐藤会長 そうですね。

では、この事務局からの御提案自体についてはいかがですか、特に御異論はありませんか。

(異議なし)

佐藤会長 では、事務局の御提案のとおりにしたいと思えます。ありがとうございます。

では、議事の3番目、その他についてですが、事務局からお願いします。

片山賃金室長 3点御説明させていただきます。

まず、関係労使からの意見聴取について申し上げます。本日の諮問を受けまして、最低賃金法第25条第5項の規定による関係労使からの意見聴取を実施いたします。具体的に

は、最低賃金法施行規則第11条第1項におきまして、意見書の提出について公示、そして、第2項で意見書の提出以外の方法で関係労使から意見を聞くこととされておりますので、意見書の提出の公示は、本日から10月3日まで行うこととし、提出されました意見書は専門部会で報告します。

また、意見書の提出以外の方法として、例年、関係労使とその使用する労働者に対して、改正に関する書面による意見聴取を実施しています。この意見聴取につきまして、本資料の9ページ以降に実施要領を掲載しています。書面による意見聴取につきましては、例年行っているとおり、使用者、労働者に係る意見聴取と、特別調査として発注者に対する意見聴取を行います。

まず、9ページを御覧ください。各種商品小売業最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領（案）ですが、対象は、最低賃金に関する基礎調査で有効回答のあった事業所のうち、各種商品小売業最低賃金の適用を受ける全ての事業所の使用者及び労働者で、労働者については、1つの事業所のうち、衣服の販売作業従事者から1名、衣服以外の商品の販売作業従事者から1名、総菜等の加工作業従事者から1名、事務作業従事者から1名の合計4名について聴取を行います。実施期間は、本日以降に準備でき次第発送し、9月27日までを予定しています。

資料の15ページ以降は、実際の意見聴取の用紙です。内容については、鳥取県最低賃金における意見聴取書と同じになっています。

続きまして、19ページを御覧ください。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領（案）です。対象は、最低賃金に関する基礎調査で有効回答のあった事業所のうち、44事業所の労働者及び使用者です。実施期間は、本日以降に準備でき次第発送し、9月27日までを予定しています。

資料の25ページ以降は、実際の聴取書の用紙です。内容につきましては、各種商品小売業と同様となっています。

続きまして、29ページは発注者宛ての意見聴取です。発注者宛ての意見聴取については、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業のみとなります。昨年同様、県内で現在、労働保険が成立している常用労働者50人以上の電気機械器具製造業の発注者の立場にある事業所を対象として、37事業所に対して実施します。こちら、9月27日までの期間で実施したいと考えています。この集計結果については、

集計ができ次第、早い段階で専門部会にて報告します。

意見聴取については以上です。

続きまして、令和5年度最低賃金改定額及び業務改善助成金等の周知方法について説明いたします。机上配付資料の5ページ、資料2を御覧ください。

こちらは、鳥取県最低賃金の改正答申における要望事項の一環として、鳥取県最低賃金額の周知と、8月31日付けで拡充されました業務改善助成金等について、鳥取労働局が鳥取県と連携して実施した事項を取りまとめたものです。

まず、1として、鳥取県と連携による周知・広報ということで、鳥取県商工労働部雇用人材局と連携の上、鳥取県最低賃金の改定額及び支援策である業務改善助成金及び、これは県の支援策になりますが、賃金アップ環境整備応援補助金などについて、鳥取県最低賃金改定の官報公示日の9月5日から積極的かつ重点的な周知・広報を実施しました。

内容としては、2番目にあるとおり、(1)として、新聞折込みチラシによる広報、これは県と連携して周知用チラシ別紙1を作成し、9月6日の日本海新聞朝刊の折込みチラシとして14万世帯に投函しています。

それから、(2)個別企業への働きかけとしては、県と連名により、時間当たり900円未満の労働者を雇用する事業所、求人提出企業513事業所に対して、鳥取県最低賃金改定額のお知らせ、別紙2、業務改善助成金のリーフレット、別紙3、鳥取局の独自チラシであります業務改善助成金の活用方法に係る局作成のチラシ、別紙4、それから、県の方の補助金の内容の賃金アップ環境整備応援補助金、別紙5、こういった支援策の内容を郵送し、業務改善助成金等の周知・活用促進を行っております。

それから、(3)として、市町村・関係団体を通じた周知・広報の協力依頼ということで、県と連名により、市町村、商工会連合会等の経済団体、社会保険労務士会、中小企業診断士協会、飲食業生活衛生同業組合等の業界団体に対して、先ほどと同様、最低賃金の引上げ、業務改善助成金及び賃金アップ環境整備補助金の周知、活用、周知依頼、この通知を行っています。

それから、その他の取組として、労働局、県及び働き方サポートオフィスの共催により、賃金引上げに活用できる助成金セミナー、これは別紙6ですが、これを9月に集中的に実施いたします。それから、改定額に係るポスター、パンフレット及びリーフレット、これらは全て厚生労働本省が作成することになっていますが、これらを国の出先機関、県、市町村、商工会連合会等の経済団体、労働組合、教育機関、飲食業生活衛生同業組合等の業

界団体等に、これは約260団体になりますが、持参又は郵送により、周知・広報を依頼する予定です。これは、9月下旬から10月中旬に実施を予定しています。

以上が助成金等の周知・広報についての説明です。

最後に、日程について御説明します。今後の審議日程については、お手元に1枚物で委員限りとしてお配りしております開催日程表を御覧ください。

専門部会等につきましては、御覧のとおりということです。

審議につきましては、専門部会で全会一致を目指していただきますので、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、結審の結果が答申と同じ扱いとなり、全会一致の場合、審議終了ということになりますが、全会一致とならなかった場合には、本審において採決を行う必要がございますので、10月20日から11月10日の間で日程調整を行わせていただきたいと思いますと考えております。本審の開催に当たっては別途御案内いたしますので、日程の確保をお願いいたします。

また、答申を頂きましたら、公示期間を設けまして答申内容に対する異議の申出を受けます。異議の申出がなければ、公示期間終了後、早急に官報公示などの手続を経て、発効の運びとなりますし、異議の申出がありますと、本審を開催し、異議の内容について審議を行っていただきます。異議審議のための審議会については、開催が必要となった場合には委員の皆様速やかに御連絡し、開催日程の調整をさせていただきます。

それと、審議日程に関しまして、答申別効力発生予定日について御説明します。審議会資料の5ページ、資料ナンバー3の公示日別最短効力発生予定一覧表ですが、答申日、異議申出の締切日、それから官報公示、それと発効に至る日程を掲げています。年内発効ということでありましたら、6ページの下から5行目になります、答申を頂くのが、11月1日が期限ということになります。説明は以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。ただ今3点、事務局から説明いただきましたが、何か質問、御意見等ありますか。

米原委員 質問ですが、意見聴取で、各種商品小売業の場合には、労働者について、衣服の販売従事者から1名など部門ごとに1名と指定してありますが、電子部品等については特に指定していない、事務作業だろうが何だろうが別に限定しないということになっているのですが、これはなぜですか。

片山賃金室長 電子部品・デバイスの意見聴取については、44事業所ありますので、事業者、それから労働者は例年各事業所1名ということで合わせてトータル88の回答と

ということになります。各種商品の方は、今、想定しているのは、先ほども説明させていただきました7社ということになります。7社から1人ずつですと7名の労働者、使用者ということになりますので、意見として数字的に少ないのではないかと考えておきまして、各種商品のみそれぞれ販売形態ごとに1名、労働者からの回答を頂きたいと考えております。

米原委員 その趣旨は分かりますが、単に4名という形ではなくて、それぞれ作業従事者が違う者で分ける必要が何かあるのかという部分と、あと、ちなみに私の記憶では、各種商品小売業の中で、総菜等の加工作業に従事している人はいない事業所もあったと思います。総菜等はもうほとんど取引先の従業員の方が全部やられているというような事業所もあったので、これでいいのかという疑問です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、事務局の方から御回答をお願いします。

片山賃金室長 この意見聴取実施要領の内容は、7年前のものを参考に作成したのですが、総菜等がないということであれば、こちらを外しまして3名という形での対応でさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

米原委員 惣菜等の加工作業がある事業所もあると思います。私の疑問は、そもそもこの4分類で分ける意味というのは何かあるのかというところです。

片山賃金室長 分かりました。先ほど言いましたとおり、7年前の内容を基に作っておりましたが、今のお話で、これを分けずに、最低額の4名の方ということにしたいと思いますが、いかがですか。

米原委員 その方がいいかと思えます。

佐藤会長 ありがとうございます。では、そのように修正をお願いします。

その他御意見ありますか。

河村委員 関係労使の意見聴取についてですが、例えば、各種商品小売業の場合、下段に適用除外業務ということで書かれています。去年もお願いしましたが、できれば適用除外業務の方からの回答が無いように、そうはいつでも事業所がそういう認識がなければ、そういった適用除外の労働者の方も回答してくるケースもあり得ると思いますので、それはまとめていただく際に、ここの部分は適用除外だと分かるように、少し色付けをしていただくか、分けていただくか、その辺り少し配慮を頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

佐藤会長 お願いします。

片山賃金室長 昨年もそのような御指摘を頂いておりまして、今年度については、何かしら目印をつける形で対応したいと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。では、そのほかありますか。

(なし)

佐藤会長 では、本日の議事は全て終了いたしましたので、審議会の方もこれで閉めさせていただきますが、よろしいですか。何か言い残したことはありますか。

(なし)

佐藤会長 では、本日の審議会はこれにて終了したいと思います。ありがとうございました。